

神栖市自転車活用推進計画の概要

計画の目的

・神栖市では、ハード・ソフト両面から施策を展開させることにより、市民に自転車の便利さ、楽しさを実感していただきながら、安全・快適な自転車利用を促進するとともに、国内外からの交流人口の拡大を図ります

計画の期間

・令和2(2020)年度～令和11(2029)年度の10ヵ年

コンセプト

国内有数の工業地帯 かみす における自転車フレンドリーなまちづくり

現状と課題

- ・当市の自転車事故死傷者数は、近隣市と比較して多く、安全・安心・快適な自転車通行空間等の整備が課題
- ・高校生の自転車利用では、「車道の逆走、並走、通行禁止・一時停止無視」等の違反が多く、交通ルールの遵守・マナーの向上が課題
- ・当市の65～69歳の健康寿命は県内最下位の水準であり、市民の生活習慣の改善や健康維持・増進が課題
- ・当市の観光入込客数は、7～9月に集中しており、年間を通じた誘客が課題



自転車のメリット

- ・移動時間の短縮 (500m～5km弱の移動では自転車が最も早い移動手段)
- ・健康増進(有酸素運動による生活習慣病の予防・改善、下半身の筋力強化、ストレス解消等)

市民のメリット

- ・通勤経費の低減
- ・交通事故の減少 (自転車乗車中の死者数はクルマの約3分の1)
- ・ストレス低減による業務効率化

事業者のメリット

地域のメリット

- ・渋滞の緩和
- ・環境負荷(CO₂排出量)の低減
- ・交流人口の拡大

国内有数の工業地帯 かみす における 自転車フレンドリーな まちづくり



自転車にやさしいインフラとマナーの創出

目標1: 自転車フレンドリーなまちづくり

- 施策1 計画的な自転車通行空間整備の推進
 - ◎ ①安全・安心・快適な自転車通行空間(道路)の整備
 - ◎ ②自転車を利用しやすい環境(案内誘導サイン等)の整備
 - ◎ ③自転車通行空間の適切な維持管理
- 施策2 まちづくりと連携した総合的な取組の推進
 - ④まちなか等における駐輪場の整備
 - ⑤ゾーン30の整備や狭さくの設置
 - ◎ ⑥自転車優先道路の設置(社会実験)
 - ⑦通学路周辺の安全点検



図1 常陸利根リバーサイドサイクリングロード

目標2: 交流人口の拡大に向けた自転車利用環境づくり

- 施策3 サイクルツーリズムによる地域振興のための仕掛けづくり
 - ◎ ⑧ナショナルサイクルルートを連結する取組推進
 - ◎ ⑨レベルに応じた地域特性を活かした多彩なサイクリングコースの設定
 - ⑩地域資源を活かしたサイクリングツアー・イベント等の推進
 - ・【再掲】 ①
- 施策4 サイクリング情報の効果的な発信
 - ⑪神栖市サイクリングマップの作成と発信
 - ⑫国内外への情報発信の充実
 - ⑬サイクルモードインターナショナル等への出展
- 施策5 誰もがいつでも手軽にサイクリングを楽しめる環境の整備
 - ◎ ⑭サイクリング拠点の整備推進
 - ⑮タンDEM自転車やペロタクシーの活用
 - ⑯自転車利用のサポート体制の充実・強化
 - ⑰公衆無線LANの普及拡大



図2 海岸線のシンボルの風車



図3 息栖神社

目標3: 正しく自転車を利用する環境づくり

- 施策6 交通安全意識の醸成
 - ◎ ⑱自転車利用者の安全意識の向上
 - ⑲クルマのドライバー・歩行者等の安全意識の向上
 - ⑳通学路安全マップの作成
 - ◎ ㉑自転車損害賠償責任保険等への加入促進
- 施策7 自転車の交通安全教育に関する人材の育成
 - ⑳県と連携した自転車安全教育指導員講習会の実施と講習会参加の働きかけ
- 施策8 災害時における自転車活用の推進
 - ㉒災害時における正しい自転車利用の推進



図4 ヘルメット着用促進の啓発例 (出典: 愛媛県ホームページ)

目標4: 自転車の利用促進による市民や市内で働く方の健康づくり

- 施策9 渋滞緩和等に向けた自転車通勤の促進
 - ◎ ㉔自転車通勤の促進
 - ◎ ㉕市民へのスポーツバイク、電動アシスト自転車等の購入補助等の実施
- 施策10 日常生活やレジャーにおける自転車活用の促進
 - ⑳電動アシスト自転車体験・講習会の実施
 - ㉗市民の健康維持・増進につながる自転車活用の推進
 - ・【再掲】 ⑨、⑩、㉕



図5 鹿島臨海工業地帯

目標5: 自転車の利用促進による環境にやさしいまちづくり

- ・【再掲】 ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、㉔、㉕、㉖

◎: 重点施策

推進体制

・当市、茨城県、国、民間企業や関係機関、周辺自治体等が相互に連携を深めながら、自転車活用の推進に取り組む

計画のフォローアップ

・計画の進行管理にあたっては、各事業の担当課がPDCAサイクルを着実に展開する

・フォローアップの結果や社会情勢の変化等を考慮し、必要な統計・分析、調査・研究を踏まえ、中間時点(令和6(2024)年度)に計画を検証

神栖市自転車ネットワーク計画の概要

自転車ネットワーク計画とは… 自転車が連続的に通行可能な自転車のネットワーク路線を選定し、その路線の整備形態等を示した計画のこと。

基本方針 ①市民の快適な日常移動への対応 ②自転車の事故や危険箇所への対応 ③市民が楽しめるサイクリングへの対応 ④地域資源等を活用したサイクルツーリズムへの対応

自転車ネットワーク路線の選定

■自転車ネットワーク路線の選定

○通勤・通学・買物・観光で自転車を利用するために環境整備が必要な路線を選定

■自転車整備重点路線のねらい

市民

・「コンビナート通勤における慢性的な渋滞の解消(第2次神栖市総合計画)」を図る。

来訪者・サイクリング愛好者

・「常陸利根リバーサイドサイクリングロードの利用促進・広域観光の推進(第2次神栖市総合計画)」を図る。
 ・ナショナルサイクルルートである「つくば霞ヶ浦りんりんロード」と今後認定見込みの「太平洋岸自転車道」とを連結する道路の大部分が神栖市内であることなどから、自転車通行空間の整備とPRを実施する。

整備形態の設定 (※断面構成例、整備形態例は、変更になる可能性があります。)

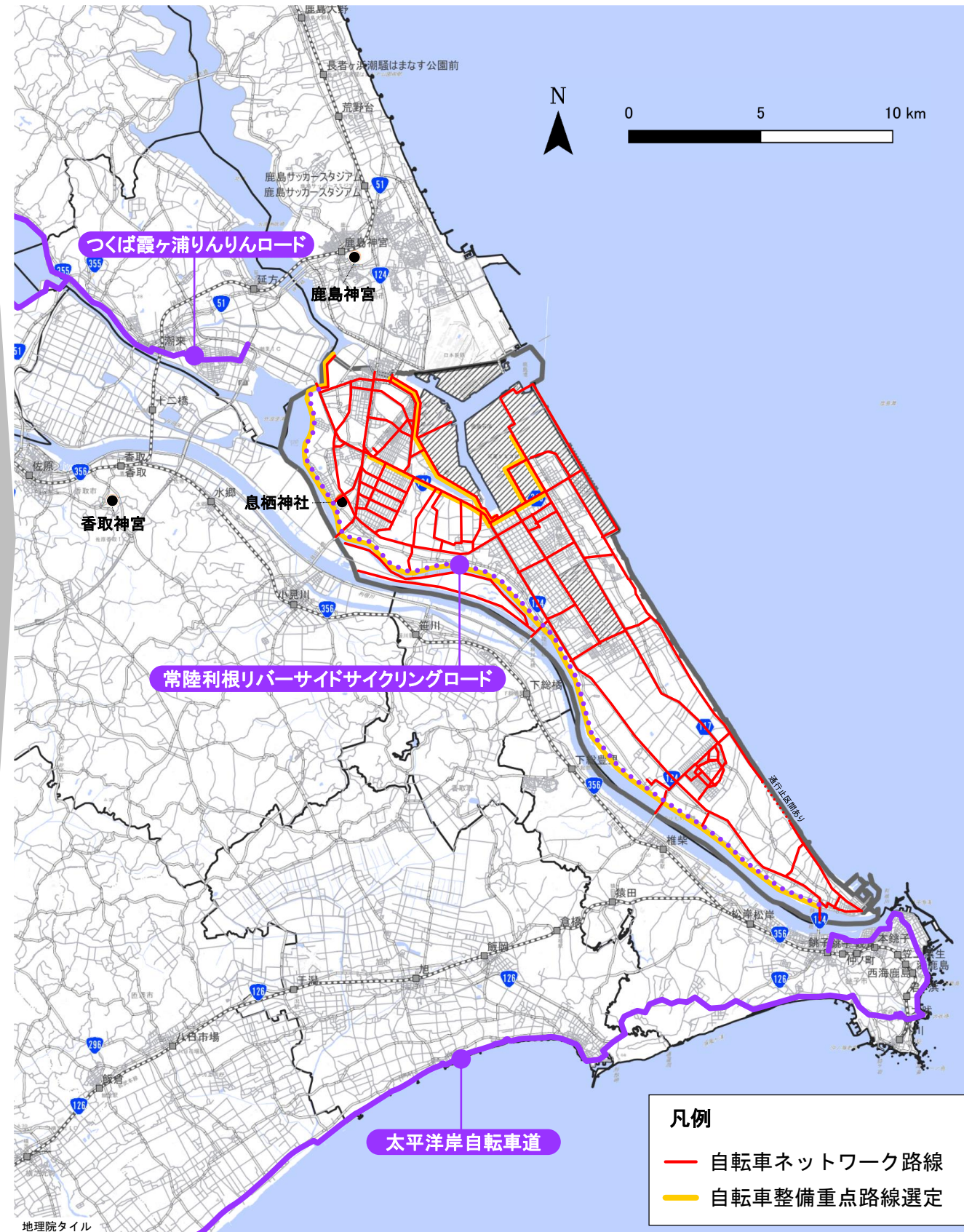
整備予定路線について、国のガイドラインに基づいて整備形態を選定する。

選定基準	新設道路等用地の確保が可能な場合	利根川・常陸利根川沿いの道路
路線	県道奥野谷知手線(バルコン通り)	常陸利根リバーサイドサイクリングロード等
断面構成例		
整備形態例	自転車専用道路	自転車歩行者専用道路

選定基準	路肩・車道が比較的広い道路	路肩・車道が狭い道路
路線	国道124号、市道8-105号線(臨港道路)等	市道1-9号線(シーサイド道路)等
断面構成例		
整備形態例	自転車専用通行帯	自転車と自動車を混在通行とする道路

その他の安全対策等の設定 (自転車利用環境の充実)

種類	整備項目
案内誘導	分岐案内、距離標
危険箇所対策	注意喚起、滑りやすいグレーチング・マンホール蓋、路肩の狭い橋梁部
その他	適切な維持管理、その他整備(街灯整備、通行の妨げとなる占有物の移設)



凡例
 赤線 自転車ネットワーク路線
 黄線 自転車整備重点路線選定